

改正 平成二一年 三月二七日規則第一七号 平成二四年 三月三〇日規則第三六号
平成二七年 三月三一日規則第三八号 令和 元年 六月二八日規則第四九号
令和 二年 三月三一日規則第三七号

愛知県地域医療確保修学資金貸与条例施行規則をここに公布する。

愛知県地域医療確保修学資金貸与条例施行規則

(貸与の申請手続)

第一条 愛知県地域医療確保修学資金貸与条例(平成二十年愛知県条例第三号。以下「条例」という。)

第二条の規定により地域医療確保修学資金(以下「修学資金」という。)の貸与を受けようとする者は、修学資金貸与申請書(様式第一)に、次に掲げる書面を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 大学の第一学年に在学する者以外の者にあつては、学業成績証明書
 - 二 申請の日前二月以内に作成した健康診断書
 - 三 保証人となるべき者の保証書(様式第二)
 - 四 未成年者にあつては、戸籍謄本
 - 五 在学している大学の学長又は学部長の推薦書
- 2 条例第三条第二項の規定による加算を受けようとする者は、修学資金加算申請書(様式第三)を知事に提出しなければならない。
- 3 前二項の申請書の提出期限については、毎年知事が定める。

(保証人)

第二条 条例第六条第一項の規定により修学資金の貸与を受けようとする者が立てなければならない保証人は、二人とする。

- 2 修学資金の貸与を受けようとする者が未成年者であるときは、前項の保証人のうち、一人は、法定代理人でなければならない。
- 3 第一項の保証人のうち、一人は、県内に住所を有し、かつ、独立の生計を営む者(法人である保証人にあつては、県内に住所を有する者)でなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成二四年規則三六号〕

(選考)

第三条 修学資金を貸与する者の選考は、第一条の規定により提出した書類の審査により行うものとする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、面接による選考を併せて行うことができる。

(誓約書)

第四条 修学資金の貸与の決定を受けた者は、速やかに誓約書(様式第四)を知事に提出しなければならない。

(貸与方法)

第五条 修学資金は、次の表の上欄に掲げる月の分を同表の下欄に掲げる月に貸与するものとする。ただし、新規に締結した貸与の契約に係る修学資金の第一回目の交付のとき、又は知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

四月から六月まで	六月
七月から九月まで	七月
十月から十二月まで	十月
一月から三月まで	一月

(借用証書)

第六条 条例第二条の規定による契約の相手方(第十七条において「修学生」という。)は、修学資金の交付を受けたときは、その都度、借用証書(様式第五)を知事に提出しなければならない。

(研修受講の承認の申請手続)

第七条 条例第八条第二項第一号(条例第十三条において準用する場合を含む。)の規定による知事の承認を受けようとする者は、当該研修の開始予定日の六月前までに、研修受講承認申請書(様式第六)に当該研修の内容及びその期間を証するに足る書面を添えて知事に提出しなければならない。

追加〔平成二七年規則三八号〕

(臨床研修の修了の延期等の承認の申請手続)

第七条の二 修学資金の貸与を受け、かつ、将来、条例第八条第一項(条例第十三条において準用する場合を含む。)の規定による修学資金の返還の債務の当然免除を受けようとする者(次条において「当然免除申請予定者」という。)であって、次に掲げるものは、臨床研修修了・勤務開始延期承認申請書(様式第六の二)に、当該理由を証するに足る書面を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 病気、負傷等の理由により、医師免許を取得した日から起算して二年で臨床研修を修了することができない者
- 二 臨床研修修了後、病気、負傷等の理由により、直ちに指定医療機関(条例第二条に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。)に勤務することができない者

追加〔平成二七年規則三八号〕

(休業の承認の申請手続)

第七条の三 当然免除申請予定者であって、条例第八条第一項第一号に規定する診療業務等従事期間が同号に規定する返還債務免除期間に達する前に、病気、負傷等の理由により、指定医療機関に勤務することができなくなったものは、休業承認申請書(様式第六の三)に、当該理由を証するに足る書面を添えて知事に提出しなければならない。

追加〔平成二七年規則三八号〕

(指定研修修了証明書)

第七条の四 修学資金の貸与を受けた者であって、指定研修(条例第八条第四項(条例第十三条において準用する場合を含む。))の規定により知事が指定する研修をいう。)を修了したものは、遅滞なく、指定研修修了証明書(様式第六の四)を知事に提出しなければならない。

追加〔令和二年規則三七号〕

(診療業務の申出等)

第八条 修学資金の貸与を受けた者は、指定医療機関に勤務しようとするときは、当該勤務しようとする日の六月前までに、指定医療機関診療業務従事申出書(様式第七)に履歴書及び医師免許証の写しを添えて知事に提出しなければならない。

- 2 指定医療機関において勤務している者は、当該勤務を終了しようとするときは、その終了予定日の六月前までに指定医療機関診療業務従事終了申出書(様式第八)を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成二七年規則三八号〕

(返還債務の当然免除の申請手続)

第九条 条例第八条第一項(条例第十三条において準用する場合を含む。)の規定による修学資金の返還の債務の当然免除を受けようとする者は、修学資金返還債務当然免除申請書(様式第九)に、次に掲げる書面を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 条例第八条第一項第一号(条例第十三条において準用する場合を含む。以下同じ。)に係るものにあつては、次に掲げる書面
 - イ 臨床研修(条例第八条第一項第一号に規定する臨床研修をいう。以下同じ。)を修了した旨を証するに足る書面
 - ロ 診療業務従事証明書(様式第十)

- 二 条例第八条第一項第二号(条例第十三条において準用する場合を含む。)に係るものにあつては、同項第一号に規定する診療業務等従事期間の途中で、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった旨を証するに足る書面

一部改正〔平成二七年規則三八号・令和二年三七号〕

(免除することができる返還債務の額)

第十条 条例第九条第一項(条例第十三条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により免除することができる修学資金の返還の債務の額は、条例第八条第一項第一号に規定する診療業務等従事期間を同号に規定する返還債務免除期間で除して得た数値を修学資金の返還の債務の額に乗じて得た額(百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)とする。

一部改正〔平成二七年規則三八号〕

(返還債務の裁量免除の申請手続)

第十一条 条例第九条(条例第十三条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による修学資金の返還の債務の裁量免除を受けようとする者は、修学資金返還債務裁量免除申請書(様式第十一)に、次に掲げる書面を添えて知事に提出しなければならない。

一 条例第九条第一項の規定によるものにあつては、次に掲げる書面

イ 臨床研修を修了した旨を証するに足る書面

ロ 診療業務従事証明書(様式第十)

二 条例第九条第二項(条例第十三条において準用する場合を含む。)の規定によるものにあつては、死亡その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難である旨を証するに足る書面

一部改正〔平成二七年規則三八号・令和二年三七号〕

(返還申告書)

第十二条 条例第十条第一項(条例第十三条において準用する場合を含む。)の規定により修学資金を返還しなければならない者は、同項各号(条例第十三条において準用する場合を含む。)に掲げる理由が生じた日(条例第九条の規定による返還の債務の裁量免除を申請した者にあつては、その申請に対する決定の通知を受けた日)から起算して十日以内に、修学資金返還申告書(様式第十二)を知事に提出しなければならない。

(返還猶予の申請手続)

第十三条 条例第十一条(条例第十三条において準用する場合を含む。)の規定による修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書(様式第十三)に、次に掲げる書面を添えて知事に提出しなければならない。

一 条例第十一条第一号(条例第十三条において準用する場合を含む。)に係るものにあつては、当該大学の医学を履修する課程に在学している旨を証するに足る書面

二 条例第十一条第二号(条例第十三条において準用する場合を含む。)に係るものにあつては、災害、病気その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難である旨及び猶予を受けようとする期間を証するに足る書面

(学業成績証明書の提出)

第十四条 条例第十四条に規定する学業成績証明書の提出は、毎年四月十五日までに前学年度末における学業成績を証する書面を提出することによって行うものとする。

(健康診断書の提出)

第十五条 条例第十四条に規定する健康診断書の提出は、毎年十二月十五日までに行うものとする。

(期間の計算)

第十六条 条例第八条第一項第一号及び第九条第一項に規定する診療業務に従事した期間を計算する場合においては、月数によるものとし、診療業務に従事し始めた日の属する月から診療業務に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。

一部改正〔平成二七年規則三八号〕

(届出)

第十七条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

一 氏名又は住所を変更したとき。

二 退学したとき。

三 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。

- 四 休学し、又は停学の処分を受けたとき。
 - 五 復学したとき。
 - 六 同一学年を重ねて履修することとなったとき。
 - 七 保証人の氏名若しくは名称、住所若しくは職業に変更があったとき、又は保証人が死亡し、若しくは解散したとき、若しくは保証人について破産手続開始の決定があったとき、その他保証人として適当でない理由が生じたとき。
- 2 修学資金（条例第三条第二項の規定により加算された額に係るものを除く。）の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。
- 一 前項第一号又は第七号に掲げる事項に該当するとき。
 - 二 修学資金の貸与を受けて大学の医学を履修する課程を卒業したとき。
 - 三 修学資金の貸与を受けて大学の医学を履修する課程を卒業した日から起算して一年以内に医師免許を取得しなかったとき。
 - 四 前号に該当するに至った後、同号に規定する日から起算して二年以内に医師免許を取得しなかったとき。
 - 五 第三号に規定する日から起算して二年以内に医師免許を取得した後、直ちに県内において、臨床研修を開始したとき又は臨床研修を開始しなかったとき。
 - 六 二年（条例第八条第二項第二号に掲げる理由により臨床研修を受けることができない期間があるときは、当該期間を除き、二年）で臨床研修を修了しなかったとき。
 - 七 臨床研修修了後、条例第八条第二項各号に掲げる理由により、直ちに指定医療機関に勤務しなかった場合において、当該理由がなくなった後、直ちに指定医療機関に勤務したとき又は勤務しなかったとき。
 - 八 条例第八条第一項第一号に規定する診療業務等従事期間が同号に規定する返還債務免除期間に達する前に、条例第八条第二項各号に掲げる理由により、指定医療機関に勤務しなくなった場合において、当該理由がなくなった後、直ちに指定医療機関に勤務したとき又は勤務しなかったとき。
- 3 前項第七号及び第八号の規定は、修学資金のうち条例第三条第二項の規定により加算された額に係るものについて準用する。この場合において、前項第七号中「に勤務しなかった」とあるのは「において小児科又は産婦人科の診療業務に従事しなかった」と、「に勤務したとき又は勤務しなかった」とあるのは「において小児科又は産婦人科の診療業務に従事したとき又は従事しなかった」と、同項第八号中「に勤務しなくなった」とあるのは「において小児科又は産婦人科の診療業務に従事しなくなった」と、「に勤務したとき又は勤務しなかった」とあるのは「において小児科又は産婦人科の診療業務に従事したとき又は従事しなかった」と読み替えるものとする。
- 4 修学生又は修学資金の貸与を受けた者の戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による死亡又は失そうの届出義務者は、修学生又は修学資金の貸与を受けた者が死亡したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。
- 5 修学資金の貸与を受けた者は、毎年四月十五日までに次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
- 一 住所
 - 二 四月一日における勤務先の名称、所在地及び診療科
一部改正〔平成二十一年規則一七号・二十四年三六号・二七年三八号・令和二年三七号〕
- （雑則）

第十八条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
（愛知県へき地勤務医師等確保修学資金貸与条例施行規則の廃止）
- 2 愛知県へき地勤務医師等確保修学資金貸与条例施行規則（昭和四十九年愛知県規則第八十五号）は、廃止する。
附 則（平成二十一年三月二十七日規則第十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年三月三十日規則第三十六号）

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている保証書その他の用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成二十七年三月三十一日規則第三十八号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（令和元年六月二十八日規則第四十九号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和二年三月三十一日規則第三十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1

（第1条関係）

一部改正〔平成24年規則36号・令和元年49号〕

様式第2

（第1条関係）

一部改正〔平成24年規則36号・令和元年49号〕

様式第3

（第1条関係）

一部改正〔令和元年規則49号〕

様式第4

（第4条関係）

一部改正〔平成24年規則36号・令和元年49号〕

様式第5

（第6条関係）

一部改正〔令和元年規則49号〕

様式第6

（第7条関係）

追加〔平成27年規則38号〕、一部改正〔令和元年規則49号〕

様式第6の2

（第7条の2関係）

追加〔平成27年規則38号〕、一部改正〔令和元年規則49号〕

様式第6の3

（第7条の3関係）

追加〔平成27年規則38号〕、一部改正〔令和元年規則49号〕

様式第6の4

（第7条の4関係）

追加〔令和2年規則37号〕

様式第7

（第8条関係）

一部改正〔平成27年規則38号・令和元年49号〕

様式第8

（第8条関係）

一部改正〔平成27年規則38号・令和元年49号〕

様式第9

（第9条関係）

一部改正〔平成27年規則38号・令和元年49号・2年37号〕

様式第10

（第9条、第11条関係）

一部改正〔平成27年規則38号・令和元年49号〕

様式第11

(第11条関係)

一部改正〔平成27年規則38号・令和元年49号・2年37号〕

様式第12

(第12条関係)

一部改正〔令和元年規則49号〕

様式第13

(第13条関係)

一部改正〔令和元年規則49号〕

修学資金貸与申請書					
愛知県知事 殿					年 月 日
					住所
					氏名
					年 月 日生
下記のとおり、地域医療確保修学資金を貸与してください。					
記					
貸与を受けようとする期間	年 月から 年 月まで (計 箇月)				
在学している大学の学部	名称		入学年月日	年 月 日	
	所在地				
学歴	年 月				
	年 月				
	年 月				
	年 月				
	年 月				
	年 月				
保証人となるべき者	氏名又は名称	生年月日	住所	職業	本人との続き柄
		年 月 日			
		年 月 日			
家族及び生計の状況	続き柄	氏名	年齢	職業(勤務先)	年収(税込)
	父				
	母				
	本人				

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 保証人となるべき者が法人であるときは、「保証人となるべき者」欄の「生年月日」、「職業」及び「本人との続き柄」の記入を要しない。

保 証 書		
年 月 日		
愛知県知事 殿		
	保証人 住 所	
	氏 名	印
	(名称及び 代表者氏名)	
		年 月 日生
	保証人 住 所	
	氏 名	印
	(名称及び 代表者氏名)	
		年 月 日生
<p>下記の者が修学資金の貸与を受けました上は、その連帯保証人となり、愛知県地域医療確保修学資金貸与条例及び同条例施行規則に従い、修学資金（利息を含む。）の返還の債務を履行することを保証します。</p>		
記		
在学している大学の学部の名称		
住	所	
氏	名	
		年 月 日生

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 修学資金の貸与を受けようとする者が未成年者であるときは、保証人のうち1人は、法定代理人とすること。
 - 3 保証人のうち、1人は、県内に住所を有し、かつ、独立の生計を営む者とすること。
 - 4 修学資金については、条例第3条第2項の規定により加算された額を含むものとする。
 - 5 保証人が法人であるときは、「生年月日」の欄の記入を要しない。

修学資金加算申請書						
愛知県知事 殿						年 月 日
						住所
						氏名 印
						年 月 日生
愛知県地域医療確保修学資金貸与条例第3条第2項の規定により、下記のとおり、修学資金の貸与額への加算をしてください。						
記						
受けようとする加算額	月額	円	加算を受けようとする期間	年 月から	年 月まで	(計 箇月)
在学している大学の学部	名称		入学年月日	年 月 日	学年	
	所在地					
将来、指定医療機関において診療業務に従事する意思を有する診療科及び当該診療科を選択する理由	診療科名					
	選択する理由					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

誓 約 書		年	月	日
愛知県知事 殿				
本人	決定番号			
	住 所			
	氏 名			印
		年	月	日生
保証人	住 所			
	氏 名			印
	(名称及び 代表者氏名)			
保証人	住 所			
	氏 名			印
	(名称及び 代表者氏名)			
<p>私は、修学資金の貸与を受けるにつきましては、愛知県地域医療確保修学資金貸与条例及び同条例施行規則を守り、医師免許取得後、直ちに県内において臨床研修を開始し、かつ、2年で当該臨床研修を修了し、当該臨床研修修了後、直ちに指定医療機関に勤務し、かつ、引き続き指定医療機関において診療業務に従事することを誓います。</p> <p>また、愛知県地域医療確保修学資金貸与条例第3条第2項の規定により、修学資金の貸与額への加算を受けた場合には、医師免許取得後、直ちに県内において臨床研修を開始し、かつ、2年で当該臨床研修を修了し、当該臨床研修修了後、直ちに指定医療機関に勤務し、かつ、引き続き指定医療機関において小児科又は産婦人科の診療業務に従事することを誓います。</p> <p>なお、愛知県地域医療確保修学資金貸与条例の規定により、修学資金の返還の債務が生じたときは、返還期限までに確実に返還します。</p> <p>保証人は、それぞれ返還の債務を本人と連帯して負担します。</p>				
(添付書類)				
保証人の印鑑証明				

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 修学資金の貸与の決定を受けた者が未成年者であるときは、保証人のうち1人は、法定代理人とすること。
 - 3 保証人のうち、1人は、県内に住所を有し、かつ、独立の生計を営む者とすること。

借 用 証 書

年 月 日

愛知県知事 殿

決定番号

住 所

氏 名

印

愛知県地域医療確保修学資金貸与条例及び同条例施行規則により、下記のとおり、修学資金を借用しました。

記

借用金額 金 円

ただし、 年 月分から 年 月分までの 箇月分

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

研 修 受 講 承 認 申 請 書		
愛知県知事 殿		年 月 日
		決定番号 住 所 氏 名 印
愛知県地域医療確保修学資金貸与条例（以下「条例」という。）第8条第2項第1号（条例第13条において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けたいので、申請します。		
条例第8条第2項第1号に規定する研修を受けようとする医療機関等の名称及び所在地	名 称	所 在 地
条例第8条第4項の適用の希望の有無（有の場合は、その診療科）	条例第8条第4項の適用	診 療 科
研修開始予定年月日	年 月 日	
研修修了予定年月日	年 月 日	
研修を受けようとする理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

臨床研修修了 延期承認申請書 勤務開始	
年 月 日	
愛知県知事 殿	
決定番号 住 所 氏 名	
年 月 日生	
臨床研修の修了 指定医療機関における勤務の開始の延期について、愛知県地域医療確保修学資金 貸与条例施行規則第7条の2の規定により申請します。	
記	
延期する理由	1 病 気 (病名：)
	2 負 傷 (負傷の内容：)
	3 そ の 他 ()
延期する期間	年 月 日から 年 月 日まで
臨床研修修了予 定年月日又は勤 務予定年月日	年 月 日
備 考	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 「延期する理由」の欄は、該当する理由の頭の数字を○印で囲むこと。

休 業 承 認 申 請 書	
年 月 日	
愛知県知事 殿	
決定番号 住 所 氏 名 年 月 日生 印	
指定医療機関における休業について、愛知県地域医療確保修学資金貸与条例施行規則第7条の3の規定により申請します。	
記	
休業する理由	1 病 気 (病名 :)
	2 負 傷 (負傷の内容 :)
	3 そ の 他 ()
休業する期間	年 月 日から 年 月 日まで
勤務予定年月日	年 月 日
備 考	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 「休業する理由」の欄は、該当する理由の頭の数字を○印で囲むこと。

指 定 研 修 修 了 証 明 書		
愛知県知事 殿	年 月 日	
	所 在 地 指定研修に係る 基幹施設の名称 管 理 者	印
下記の者は、当基幹施設の専門研修プログラムを受講し、指定研修を修了したことを証明します。		
住 所		
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	
診 療 科 及 び 専門研修プログラム名	診 療 科	
	専 門 研 修 プログラム名	
指定研修を受けた医療機関の名称及び期間 (指定研修の開始から修了まで、研修期間ごとに記入すること。)	①	指定研修を受けた医療機関： 年 月 日 ～ 年 月 日 (年 箇月)
	②	指定研修を受けた医療機関： 年 月 日 ～ 年 月 日 (年 箇月)
	③	指定研修を受けた医療機関： 年 月 日 ～ 年 月 日 (年 箇月)
	④	指定研修を受けた医療機関： 年 月 日 ～ 年 月 日 (年 箇月)
指定研修の開始から修了までに休止期間があったときはその期間及びその理由	休 止 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (年 箇月)
	休 止 の 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

<p>指定医療機関診療業務従事申出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">決定番号 住 所 氏 名 印</p> <p>愛知県地域医療確保修学資金貸与条例施行規則第8条第1項の規定により、下記のとおり指定医療機関での診療業務の従事を希望しますので、申し出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
従事希望期間	年 月 日から 年 月 日まで
従事希望診療科	
勤務先についての希望等	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

指定医療機関診療業務従事終了申出書 年 月 日 愛知県知事 殿 決定番号 住 所 氏 名 印 愛知県地域医療確保修学資金貸与条例施行規則第8条第2項の規定により、下記のとおり指定医療機関での診療業務の従事を終了したいので、申し出ます。 記	
現在勤務している 指定医療機関の所 在地及び名称	
当該診療業務の従 事開始年月日	年 月 日
当該診療業務の従 事終了予定年月日	年 月 日
当該診療業務の従 事を終了する理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

修学資金返還債務当然免除申請書			
愛知県知事 殿		年 月 日	
		決定番号	
		住 所	
		氏 名	
		印	
愛知県地域医療確保修学資金貸与条例（以下「条例」という。）第8条第1項第号（条例第13条において準用する場合を含む。）の規定により、修学資金の返還の債務を免除してください。			
貸与を受けた修学資金の額	円		
大学卒業年月日	年	月	日
医師免許取得年月日	年	月	日
臨床研修を受けた病院の名称及び期間	名 称	期 間	
		年 月 日から	年 月 日まで
診療業務に従事した指定医療機関の名称、診療科及び期間	名 称	診療科	期 間
			年 月 日から
			年 月 日まで
			年 月 日から
			年 月 日まで
条例第8条第2項第1号（条例第13条において準用する場合を含む。）に規定する研修を受けた医療機関等の名称及び期間	名 称	期 間	
		年 月 日から	年 月 日まで
指定研修を受けた医療機関の名称、診療科及び期間	名 称	診療科	期 間
			年 月 日から
指定医療機関において指定研修を受けた期間がある場合は、その医療機関の名称、診療科及び期間			年 月 日から
			年 月 日まで
業務上の理由による死亡又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった事実			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

診 療 業 務 従 事 証 明 書 年 月 日 所 在 地 医療機関の名称 管 理 者 印 下記の者は、当医療機関において診療業務に従事していたことを証明します。 記		
住 所		
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	
診療科及び勤務期間	診 療 科	
	勤務期間	年 月 日～ 年 月 日 (年 箇月)
勤務期間中に休職期間があったときはその期間及びその理由	休職期間	年 月 日～ 年 月 日 (年 箇月)
	休職の理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

修学資金返還債務裁量免除申請書			
愛知県知事 殿			年 月 日
		決定番号	
		住 所	
		氏 名	印
愛知県地域医療確保修学資金貸与条例（以下「条例」という。）第9条第 項（条例第13条において準用する場合を含む。）の規定により、修学資金の返還の債務を免除してください。			
貸与を受けた修学資金の額	円		
利 息 額	円		
返 還 免 除 額	円		
大 学 卒 業 年 月 日	年 月 日		
医師免許取得年月日	年 月 日		
臨床研修を受けた病院の名称及び期間	名 称	期 間	
		年 月 日から	年 月 日まで
診療業務に従事した指定医療機関の名称、診療科及び期間	名 称	診療科	期 間
			年 月 日から
			年 月 日まで
			年 月 日から
			年 月 日まで
			年 月 日から
		年 月 日まで	
条例第8条第2項第1号（条例第13条において準用する場合を含む。）に規定する研修を受けた医療機関等の名称及び期間	名 称	期 間	
		年 月 日から	年 月 日まで
指定研修を受けた医療機関の名称、診療科及び期間	名 称	診療科	期 間
			年 月 日から
			年 月 日まで
指定医療機関において指定研修を受けた期間がある場合は、その医療機関の名称、診療科及び期間			年 月 日から
			年 月 日まで
死亡その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難となった事実			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

修学資金返還申告書	
年 月 日	
愛知県知事 殿	
決定番号	
住 所	
氏 名	
印	
<p>私は、愛知県地域医療確保修学資金貸与条例第10条第 号（同条例第13条において準用する場合を含む。）に該当し、修学資金の返還の債務が生じたので、下記のとおり返還します。</p>	
記	
貸与を受けた修学資金の額	円
利 息 額	円
返 還 免 除 額	円
返 還 す べ き 額	円
返還債務の発生年月日	年 月 日
返還予定年月日	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

修学資金返還猶予申請書 年 月 日 愛知県知事 殿 決定番号 住 所 氏 名 印 愛知県地域医療確保修学資金貸与条例第11条（同条例第13条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり、修学資金の返還の猶予をしてください。 記	
返還未済の修学資金の額	円
猶予を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
猶予を受けようとする理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。